水道料金・下水道使用料改定について

~令和6年12月のお支払い分から変わります~

日頃より上下水道事業にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。 上下水道は、使用する皆様からいただく水道料金及び下水道使用料(一部 地域を除く)によって支えられています。

水道料金は平成21年、下水道使用料は平成20年以降、消費税率の改正 を除くと料金改定を行っておらず、なんとか経営努力で補ってまいりました。

今後も安全で良質な水道水を将来にわたってお届けするため、また、生活 環境の向上及び猪苗代湖をはじめとする限りある資源の水質保全を維持し続 けるため、水道料金・下水道使用料を改定することになりました。

地域の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、何とぞご理解とご 協力をお願いいたします。

水道料金改定の背景

- ①昭和29年の供用開始から町全体に水道の拡張を行ってきました。町内の 水道管は251kmあり、法定耐用年数(40年)を超えた管路延長は全体 の約35%である88kmあります。現在は主に施設・管路の維持管理を行 うとともに、更新基準や漏水状況を考慮した水道管を優先的に更新してき した。今後は、維持管理(漏水等による修繕)だけでなく、更新基準に達 する水道管が急増します。
- ②人口減少に伴う水需要の減少、節水意識の高まり等により料金収入は減少 傾向にあります。
- ③地震等の自然災害に備えるための施設更新が必要になっています。

下水道使用料改定の背景

- ①公共下水道は、昭和62年から供用を開始し、35年が経過しました。 特定環境保全下水道は、平成4年から、農業集落排水施設は、平成7年か らそれぞれ供用を開始し約30年が経過しました。
- ②水道料金同様、人口減少に伴う水需要の減少、節水意識の高まり等により 料金収入は減少傾向にあります。
- ③管きょについては、法定耐用年数が50年とされていますが、東日本大震 災の影響と思われる管のゆがみ等が確認されているため、管の更新が必要 です。
- ④浄化センターをはじめとする処理場には、既に耐用年数が経過した機器が あり、度々不具合が生じ、その都度オーバーホールなどにより対応してい ましたが、ここ数年は部品調達が難しく、機器の更新をせざるを得ない状 況となっています。
- ⑤下水道事業は、令和3年度に地方公営企業法を適用した企業会計に移行し ましたが、その運営は、使用料だけでは賄えないため、更新工事等の資本 形成に係るものについては、国県補助金、地方債(借金)、さらには町の 一般会計からの繰出金(負担金)で経営しております。一般会計が負担す る費用については、下水道の受益者以外からも徴収している税金等が投入 されています。

「水道委員会・下水道委員会」及び議会に対する説明

料金改定(案)を説明 令和5年 9月20日 上下水道委員会 令和5年11月 8日 上下水道委員会 1回目の審議を反映させた料金

改定(案)を説明

猪苗代町議会全員協議会にて説明 令和6年 1月26日

令和6年 2月20日 上下水道委員会 令和5年の審議結果を反映させた

料金改定(案)を説明

各地区区長説明会及び住民説明会 令和6年 5月26日~ 7月 2日

令和6年 8月 9日 上下水道委員会 料金改定に伴う補正予算並びに

上下水道条例の一部を改正する条例

について諮問

令和6年 8月21日 猪苗代町議会全員協議会にて説明

令和6年 9月10日 9月定例会 上下水道条例の一部を改正する条例

令和6年 9月13日 補正予算議決 9月定例会

水道料金・下水道使用料改定の内容

【水道料金】

・基本料金を据え置きます。 ・使用した水量により算出される水量料金を1㎡あたり、改定前料金に<u>66円</u> (税込)を加算します。

【下水道使用料】

・基本料金は据え置きます。 ・改定前の料金体系は、1~1 Om分の使用水量については、基本料金に含まれておりましたが、改定後は、1 Om以内の使用水量の方にもご負担いただくことと

なります。 1~10mの使用の場合は、使用水量×22円(税込)が加算されます。 11m以上については、使用した水量により算出される従量使用料1mあたり、 改定前の料金に22円(税込)を加算します。

※4人家族の平均的な使用水量(1ヶ月30㎡使用)で料金を比較すると、

【水道料金】 口径13mmで月に30m使用

基本料金 1,210円 水量料金 基本料金 1,210円 水量料金 4,510円(税込) 6.490円 (税込) 1,980円増

【下水道使用料】 月に30㎡使用

基本料金 1,430円 基本料金 1,430円 従量使用料 従量使用料 3,311円3,971円 4,741円(税込) 5,401円(税込) 660円増

■ 水道料金 • 下水道使用料合算 (改定前) 水道料金4,510円+下水道使用料4,741円= 9,251円(税込) (改定後) 水道料金6,490円+下水道使用料5,401円=11,891円(税込)

水道料金・下水道使用料改定の取り組み

令和4年度に中間見直しを行った経営戦略を検証しつつ、3年を目途に料金 が適正かどうかを判断しながら、使用している方々に対し急激な負担になら ないよう改定する予定でおります。